

## さいたま市水道局告示第78号

さいたま市水道料金等収納・納付代行業務（単価契約）（令和8年～10年収納分）について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年5月29日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

### 1 業務名

さいたま市水道料金等収納・納付代行業務（単価契約）（令和8年～10年収納分）

### 2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 株式会社電算システム

(2) 住所又は事務所の所在地 岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

### 3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和7年5月19日

### 4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和7年5月27日

### 5 委託する期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る収入又は支出

(1) 水道料金・下水道使用料

(2) 水道料金・下水道使用料以外の水道事業に関する収入科目

### 7 連絡先

(1) 担当 さいたま市水道局業務部営業課営業企画係

(2) 電話 048（714）3084